



平成 18 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 宮
代 表 者 名 代表取締役社長 宮田 永善
(JASDAQ・コード番号 9901)
問 い 合 せ 先 専務取締役 近能欣充
T E L 028 - 634 - 3815

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の訂正について

平成18年4月26日付「定款一部変更に関するお知らせ」にて発表いたしました定款一部変更の内容に、訂正を要する箇所がありましたので、お詫びして下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正の箇所及び内容

(1) 1 ページ 「2. 定款一部変更の趣旨及び目的」

(下線は訂正部分を示します。)

< 訂正前 >

(2) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規程を新設するものであります。

< 訂正後 >

(2) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、単元未満株主の権利を限定する規程を新設するものであります。

(2) 2～6ページ 「3.変更の内容」

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
第6条（1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
第6条（1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第9条(単元未満株式についての権利制限) 当社の単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式につき、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第9条(単元未満株式についての権利制限) 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式につき、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条（名義書換代理人）</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><u>第10条（株主名簿管理人）</u> 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条（名義書換代理人）</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><u>第10条（株主名簿管理人）</u> 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿</u>及び株券喪失登録簿を<u>株主名簿管理人</u>に備置き、<u>株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿</u>及び株券喪失登録簿への記載または記録、その他の株式に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
第8条（株式取扱規則） 当社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する取扱並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する取扱並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
第8条（株式取扱規則） 当社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する取扱並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条（株式取扱規則） 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
第22条（報酬及び退職慰労金） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	第25条（報酬等） 取締役の報酬賞与其他職務の執行の対価として当社から受け入れる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
第22条（報酬及び退職慰労金） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与其他職務の執行の対価として当社から受け入れる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
第35条（ <u>営業年度</u> ） 当社の <u>営業年度</u> は、毎年3月1日 より翌年2月末日までの年1期とす る。	第42条（ <u>事業年度</u> ） 当社の <u>事業年度</u> は、毎年3月1日 より翌年2月末日までの1年とす る。

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
第35条（ <u>営業年度</u> ） 当社の <u>営業年度</u> は、毎年3月1日 より翌年2月末日までの <u>年1期</u> とす る。	第42条（ <u>事業年度</u> ） 当社の <u>事業年度</u> は、毎年3月1日 より翌年2月末日までの <u>1年</u> とす る。

以 上